

品目横断的経営安定対策の経営規模要件の特例

ガイドライン（案）が出されました！！（11月29日）

内容・物理的制約に応じた特例・生産調整に応じた特例・所得に応じた特例
(最新情報は農林水産省のホームページ及びメールマガジンをご活用ください。)

「経営所得安定対策等大綱」において、

品目横断的経営安定対策の対象者の要件のうち「経営規模要件」については、都道府県知事からの申請に基づき国が別途基準を設けることができるようとされています。

この別途基準については、正式には、関係法令等が整備された後に、当該関係法令等に基づき、都道府県知事からの申請を受け、国が定めることを予定していますが、品目横断的経営安定対策の円滑な導入を図るため、今般、現時点の考え方が出されました。



ポイント 物理的制約に応じた特例

集落の農地が少ないなど物理的制約から規模拡大が困難な地域は、その度合いに応じて、経営規模要件が緩和されます。

**・特例基準 = 基本原則(4ha、10ha、
20ha) × 市町村の格差率**

$$\cdot \text{格差率} = (A) / (B)$$

(A) = 市町村の 1 集落あたり

田 + 畑の平均面積

(B) = 全国の 1 集落あたり田 +
畠の平均面積 (= 都府
県 25ha)

- ・格差率は 64% (中山間地域の集落 営農の場合は 50%)が下限です。
- ・格差率の算出は、市町村単位が基本となりますですが、旧市町村、集落単位とすることも可能です。

ポイント 生産調整に応じた特例

地域の生産調整面積の過半を受託する組織は、規模要件が緩和されます。

・ 特例基準 = 基本原則

(20ha)×市町村の生産調整率(中山間地域は更に ×5/8)

$$\cdot \text{生産調整率} = (A) / (B)$$

$(A) = \text{市町村の田面積} - \text{市町村の水稻作付面積}$

$(B) = \text{市町村の田面積}$

・生産調整率の算出は、市町村単位が基本となります。旧市町村、集落単位としても可能です。

・特例基準は、7 ha (中山間地域の場合は4 ha) が下限になります。

ポイント 所得に応じた特例

経営面積が小さくても、農業所得 (米、麦、大豆のほか、果樹や畜産等を含みます) が市町村基本構想の半分を超える場合。

対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが、全体の農業収入、農業所得又は経営規模 (農地基本

台帳の現況地目が「田」、「畠」のほか「樹園地」の面積を含みますが、「採草放牧地」は含まれません。) の概ね 1/3 (27%) 以上の経営は、経営安定対策の対象となります。

なお、集落営農組織の場合は、

- ・主たる従事者が集落営農組織から受け取る農業所得が市町村基本構想の半分を超える、
- ・集落営農組織の対象品目の収入、所得又は経営規模の概ね 1/3 (27%) 以上の経営が対象になります。

必要書類：

確定申告書など農業所得を証明する公的な書類
対象品目の収入、所得又は経営規模のいずれかが、全体の農業収入、農業所得又は経営規模の概ね 1/3 (27%) 以上であることを証明する書類

例：果樹や畜産など経営規模が小さくても付加価値の高い経営を行っている対象品目との複合経営では、前記条件を満たすことで品目横断的経営安定対策の対象となります。